

# まちのほっとNEWS



## 電気時計設備の寄贈

5/11 今市

今市ライオンズクラブより、壁掛け型のFM電波時計が道の駅「日光」日光街道二二〇本陣に寄贈されました。この時計は、二二〇本陣の観光情報館の壁面に設置されることで、訪れた利用者の利便性向上のために活用されます。

また、LEDライトが点灯するため、夜間でも時間を確認することができま



齋藤市長へ目録を渡すクラブの皆さん

文・写真：商工課

## 小林地区の子育てサークル

5/11 今市

小林公民館で地域支援サークル「コアラ」の総会が開催されました。小林地区の子育て中の母親15名が中心のサークルは、子育てクラブ「コアラ」の母体団体で、子どもたちが人との関わりを深め、地域交流が活性化するようにと、設立されました。



小林地区の活性化を目指します

文・写真：市民リポーター大野ひとみ

## 小学校にピアノを寄贈

5/23 足尾

木和田島在住の福田郁夫氏より、グランドピアノが市に寄贈されました。足尾小学校の音楽室に設置され、記念に、このピアノを幼少時に弾いていた日光観光大使の大嶋浩美氏と母親の早苗氏によるコンサートが開催されました。

寄贈者の思いを大切に、今後は足尾小学校の校舎の窓から音色を響かせていきます。



ピアノを囲んで記念撮影

文・写真：学校教育課

## 地方創生に関する協定書締結

5/25

市と鹿沼相互信用金庫は、地方創生の推進を目的に、さまざまな分野での連携を強化するため「地方創生の推進に関する協定」を締結しました。齋藤文夫市長と鹿沼相互信用金庫の橋本公之理事長が調印式に臨み、今後、お互いの資源を活かしながら、市の地方創生に向けた取組を行っていくこととなりました。



協定書を引いた齋藤市長と橋本理事長

文・写真：地方創生推進課

## 川俣湖で自然観察

5/28 栗山

鬼怒川源流栗山ツアー実行委員会主催の「バードウォッチング＋自然観察」が川俣湖周辺で開催されました。参加者は、日光自然工房の飯村孝文氏指導のもと、野鳥や昆虫、植物などの観察を行い、生き物や自然の奥深さを学びました。

新緑が見ごろとなった栗山地域の魅力を新たに発見したイベントでした。



川俣湖で野鳥を探す参加者

文・写真：地域おこし協力隊石川充汰

## 森林と野鳥に親しむついで

5/28 日光

森林と野鳥に親しむついでを「小倉山野鳥の森」（国有林内）において、日本野鳥の会栃木と開催し、12名が参加しました。

野鳥観察ではヒガラやホオジロなど15種類の鳥と出会うことができ、木工工作では野鳥の巣箱作りを楽しみました。次回は、12月10日（日）に開催する予定です。



野鳥とともに自然を満喫

文・写真：日光森林管理署

## 身近なニュースを募集しています

まちのほっとニュースでは、皆さんから記事の投稿を募集しています。募集する記事 自治会の催しや、地域のちよっと珍しい出来事、心温まるエピソードなど

※内容によって掲載できない場合があります。

応募方法 記事に写真を添え、住所・氏名・電話番号を明記の上、持参または郵送、メールで応募ください。

○記事：1400字程度（題名、日付、場所を別に記載してください）

○写真：紙焼きしたもの・デジタルデータどちらでも可能です。ただし、携帯電話のカメラで撮ったものなど、大きくした際に画像が荒れてしまうものは不可とします。

あて先 〒321-112

92今市本町一番地

日光市役所 総合政策部

秘書広報課 広報広聴係

メール hishokouhou@

city.nikko.lg.jp

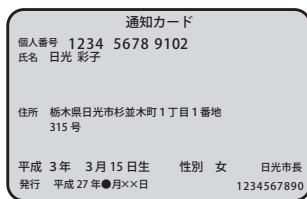


# 知って得する！ マイナンバーカード

平成27年10月にマイナンバー制度が開始されてから、約1年8カ月が経過しました。  
マイナンバー制度は、「通知カード」と「マイナンバーカード」の2種類のカードが取り扱  
われていますが、今月号ではあらためてその違いをお知らせします。

くわしくは 市民課 市民係 ☎(21)5111

## 通知カード

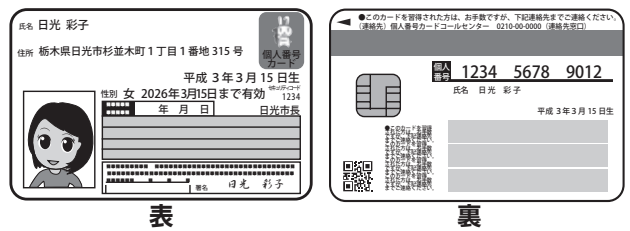


通知カードは、平成27年11月に郵送で送付されま  
した。一人一人に付番された12桁のマイナンバーを  
証明する紙製のカードで、マイナンバーと氏名・住  
所・生年月日・性別が記載されています。顔写真がな  
いため、本人確認の際の身分証明書としては使用す  
ることができません。

また、行政手続きなどの際に免許証などの身分証  
明書と併せて提示が必要となる場合があります。マイ  
ナンバーカードの申請の際にも必要となりますので、紛  
失しないように保管してください。

なお、通知カードを紛失した場合は、市の窓口(※  
1)で再交付の申請を行うことができます。再交付を  
受けるためには、手数料(500円)が必要となります。

## マイナンバーカード



マイナンバーカードは、通知カードと一緒に送  
付された交付申請書(※2)を郵送するか、市の窓  
口(※1)に持参して申請を行う他、専用ホームペ  
ージ「マイナンバーカード総合サイト」(<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>)からも申請がで  
きます(初回無料)。交付申請書を紛失してしまった  
場合でも窓口で申請ができます(いずれの場合も顔写  
真が必須)。

このカードは、マイナンバーを証明する他、顔写  
真や氏名・住所などが掲載されているため、本人確  
認の身分証明書として利用できます(カードの有効期  
限は、20歳以上の方は発行日から10回目の誕生日、  
20歳未満の方は5回目の誕生日まで)。

「通知カード」および「マイナンバーカード」はどちらか一方しか持つことができません。マイナンバーカードの交付  
を受けた場合は通知カードを回収します。住所や氏名が変更となる際は、カードを忘れずにお持ちください。

●マイナンバーカードを持つと  
何ができるの？

本人確認の際の身分証明書と  
して使用できる他、カードに  
搭載されている電子証明書に  
よって、自宅のパソコンなど  
e-Tax(電子申告・納税シ  
ステム)を行うことができます。

また、7月から順次運用が開  
始されるWEBサービス「マイ  
ナポータル」による、子育てワ  
ンストップサービス(児童手  
当「や「保育」「母子保健」「ひ  
とり親支援」などに関するサ  
ビスなど、WEB上で手続きや  
情報の入手を行うことができ  
る仕組み)を利用することができ  
るようになります。

さらにコンビニエンスストア  
で、住民票や印鑑証明、所得証  
明などを取得することもできま  
す。マイナンバーカードを申請  
することは任意ですが、今後さ  
らに機能の充実が検討されてい  
るマイナンバーカードの作成を  
お勧めします。

●すでにマイナンバーカードの  
申請を行った方へ

申請を行ったにもかかわらず  
受け取りをされていない方  
が多数います。積極的な受け取  
りをお願いします。

(※1)市の窓口…市民課、各行政センター、各地区センター・出張所、市民サービスセンター

(※2)交付申請書…通知カードと一緒に送付された交付申請書については、平成27年10月5日以降に住所や氏名に変更のあった方  
は使用することができません。その場合は直接市の窓口に来庁するか、専用のホームページから申請をお願いします